

平成26年度事業計画

1. 英靈顯彰事業

(1) 総理、閣僚の靖國神社参拝の継続・定着運動の推進

先の大戦で国の礎となられた戦没者の尊い犠牲により、我が国は今日、平和と自由を享受できている。戦没者に対し、国家、国民は、尊崇と感謝の誠を捧げることを決して忘れてはならない。

靖國神社は戦没者を祀る我が国唯一の追悼施設であり、国を代表する内閣総理大臣が靖國神社に参拝し、英靈に尊崇と感謝の誠を捧げることは、極めて当然のことであり、国家存立の基本である。

安倍総理は昨年12月26日、靖國神社に参拝した。「国の指導者が靖國神社に参拝するのは当然だ。総理在任中に参拝できなかつたことは痛恨の極みだ」と述べていたが、内外の圧力に屈することなく信念を貫いて参拝した。

今後は、総理、閣僚の靖國神社への参拝が定着化するよう運動を推進していくかなければならない。

(2) 国立の戦没者追悼施設建設構想の阻止

中国・韓国の圧力が増すなか、一部の国内マスメディアは、靖國神社に代わる新たな追悼施設建設を提起している。国立の戦没者追悼施設新設構想は現政権からは聞こえてこないが建設に向けて動き出すことも考えられることから、政府の動向とともに国内マスメディアの報道内容も注視するなど情報収集に努め、建設に向けての動きが再燃すれば断固阻止する。

(3) 大東亜戦争の正しい歴史観の確立

「東京裁判史観」の払拭と大東亜戦争の正しい歴史観の確立に引き続き努める。.

(4) 地方自治体による追悼式等の実施

戦没者の追悼式等は遺族ためのものではなく、国の平和と愛する郷土の平安、そして家族の幸せを願って犠牲となられた方々が対象であり、各自治体は率先して主導すべきである。また、戦前戦中の徴兵制度において、地方自治体が果たした役割を考えるとき、その責任は永遠に免れるものではない。

しかしながら、遺族の高齢化に伴い、追悼式等への参列者が年々減少していることから孫・曾孫と一緒に参列するよう努める。

また、昨年度、県、安芸市及び香南市の追悼式で初めて、中学生が式典に参加し平和の作文を朗読するなど式典内容が見直された。今後とも各自治体で行われる追悼式には平和学習の一環としての児童・生徒の参列をお願いするなど式典内容を見直すよう要請する。

さらに、市町村や各種団体が行う追悼式等へ役員が参列し、追悼の言葉を述べるなど慰靈・追悼を行う。

(5) 忠霊塔等の実態調査

県下各地区遺族会の協力を得て、忠霊塔等の実態調査を行ったが、各地区において今後の維持管理等を検討するための資料として活用できる方向で補足調査及び取りまとめを行う。

(6) 戦没者の遺品の収集・保存

戦争の悲惨さと平和の尊さを伝えていくため、県立歴史民俗資料館で戦没者の遺書や手紙などの戦時資料を収集、展示公開する取り組みを行

うこととなつたので、女性部を中心として遺族に対して資料収集への一層の協力を要請する。

(7) 戦跡慰靈巡拝

沖縄や南方地域で散華された本県出身の英霊 1万8千5百余柱が祀られている沖縄「土佐之塔」への慰靈巡拝を 11月15日（土）～17日（月）の日程で実施する。

(8) 遺児慰靈友好親善事業

日本遺族会が国の補助を受けて実施する本事業は、亡き父の慰靈追悼を行うとともに改めて英霊顕彰を考える貴重な機会であるが年々参加者が減少している。

このため、遺族会報に参加者の感想文等を掲載するとともに県の広報誌への掲載を依頼するなど、一層の広報活動を行い参加者の増加に努める。

（定員に空きがある場合には、前回の参加から5年を経過していれば2回目の参加も認められている。）

●平成26年度実施地域

◎広域地域 15地域・792名（予定）

- ①旧満州 ②西部ニューギニア ③旧ソ連 ④マリアナ諸島
- ⑤東部ニューギニア ⑥ボルネオ・マレー半島 ⑦フィリピン
- ⑧ソロモン諸島 ⑨トラック・パラオ諸島 ⑩ミャンマー
- ⑪台湾・バシー海峡 ⑫中国

※以下の地域は二次を実施する

- ①東部ニューギニア ②ミャンマー・インド ③フィリピン

◎特定地域 3地域・108名（予定）

- ①西部ニューギニア ②ビスマーク諸島

③マーシャル・ギルバート諸島

(9) 政府（厚生労働省）主催の遺骨収集帰還事業等

政府主催の遺骨収集帰還事業等には、孫・曾孫等の参加をより一層促すとともに、引き続き積極的に参加協力する。

●平成26年度遺骨収集帰還等実施地域 12地域（予定）

- ①フィリピン ②東部ニューギニア ③ビスマーク・ソロモン諸島
- ④インドネシア ⑤パラオ ⑥沖縄 ⑦硫黄島 ⑧ハバロフスク
- ⑨沿海 ⑩イルクーツク ⑪ザバイカル ⑫カザフスタン共和国

●平成26年度慰霊巡拝実施地域（政府主催） 12地域（予定）

- ①フィリピン ②東部ニューギニア ③マリアナ諸島
- ④トラック諸島 ⑤マーシャル・ギルバート諸島 ⑥インド
- ⑦中国 ⑧硫黄島 ⑨ハバロフスク ⑩沿海 ⑪アムール
- ⑫カザフスタン共和国

(10) 日本遺族会主催の戦跡慰霊巡拝

●平成26年度実施地域（予定）

- ①ミャンマー地域

(11) 全国戦没者追悼式への参列

国が8月15日に実施する全国戦没者追悼式へ参列する公費対象の遺族代表を県から依頼を受けて募集し、県とともに遺族団を引率・参列する。

(12) 高知県護国神社の慰霊行事等への奉賛協力

2. 広報啓発事業

高知県遺族会報を毎月一回発行し、国の援護行政の情報、県下各地域の遺族会の活動状況や日本遺族会の動向などの情報を提供し、遺族会の行っている英靈顕彰運動や処遇改善運動への理解と協力を促進する。

3. 遺族福祉向上事業

(1) 公務扶助料等の改善

戦没者遺族に対して支給される公務扶助料等は、国家補償の理念に基づいて支給されるものであって、この主旨に基づいて改善が行われるよう強く国に働きかける。

(2) 特別弔慰金の継続・増額

平成27年6月に最終償還を迎える特別弔慰金の継続・増額実現は、遺族会にとって本年度の処遇改善の最重点項目である。このため遺族会の総力を結集して運動を推進する。

ア. 日本遺族会が主催して、6月中旬及び12月中旬に開催予定の全国戦没者遺族大会等へ役員を派遣するとともに国会への陳情を行う。

イ. 高知県選出の自民党所属国會議員に対して、特別弔慰金の継続・増額についての理解と協力を得る陳情活動を行う。

(3) 全国戦没者追悼式への国費参列者の対象範囲の拡大及び式典

内容の改善等

平成27年は戦後70年の節目の年であり、この機会に全国戦没者追悼式の国費で負担する遺族代表の増員及び対象範囲を戦没者の曾孫、甥、姪まで拡大することや戦没者の子・兄弟姉妹の配偶者も制約

なく参列できる制度への改善を要請する。

また、式典に児童・生徒の参列を促し、平和を願う詩の朗読等を行うなど式典内容の見直しを国に要望する。

(4) 組織の拡充強化

遺族会は会員の高齢化に伴って組織が弱体化してきており、遺族福祉の向上を図っていくうえでも組織の拡充強化が必要である。このため、次の取組を推進する。

ア. 戦没者の遺児は、組織の中心的役割を担うことを自覚し、慰靈祭への参加、会費の徴収、遺族会報の配布等々、積極的に遺族会の活動に参加協力する。

また、各種事業に戦没者の孫・曾孫等と一緒に参加するなど、新たな後継者づくりに努力する。

なお、孫・曾孫を中心とした「青年部」＝「孫・曾孫の会」の組織化については、本県の実状を踏まえ検討を進める。

イ. 地区遺族会は、引き続き新規会員の獲得と後継者の育成を図るため以下のことに努める。

- 全国戦没者追悼式、慰靈友好親善事業及び遺骨帰還事業等の参加者に対し、漏れなく会員になるよう働きかける。

- 特別弔慰金受給対象者に対し、申請に関する相談等を通じてその主旨、運動の経緯等を説明するとともに、理解と協力を要請し組織活動への参画を働きかける。

- 正会員が亡くなられたときには、その遺族の入会を働きかける。

ウ. 女性部に女性遺児の参加を積極的に要請するとともに、男性遺児の配偶者等の入部を促進し、その活動を通じて女性部の充実と後継者の育成に努める。

エ. 会費の減少や金利の低下により財源の確保が大きな課題である。このため、新たな会員の確保や各自治体に遺族会への支援の継続を働きかけるなど安定的な財政運営の確保に努める。

(5) 老人福祉事業

100歳、85歳を迎えた戦没者の妻を表彰し、これまでのご労苦に感謝する。

(6) 女性部事業

日本遺族会が開催する女性部結成60周年記念事業への参加や壮年部との合同研修会を開催し、組織の後継者としての意識向上を図る。

(7) 壮年部事業

遺族会の置かれている厳しい現状を認識し、今後とも英靈顕彰や遺族福祉の向上などの遺族運動を中心となって担っていく遺児の資質向上を図るため女性部と合同で視察研修を実施する。

(8) 遺族大会

県民挙げての英靈顕彰運動の推進を図るため、遺族運動の現状や課題等について考える遺族大会を開催する。